

ソフトウェア使用許諾契約書（オフィスソリューション向け）
EPSON END USER LICENSE AGREEMENT FOR OFFICE SOLUTIONS

お客様へ：この製品をインストールまたは使用する前にこの使用許諾契約書を慎重にお読みください。

この使用許諾契約書（以下「この契約」といいます）は、お客様（お客様が個人または法人であるかを問わず、以下「お客様」といいます）が、この契約に同梱されるアクティベーションキー、当該キーによりアクティベートされるソフトウェアプログラム、および、その付属書類（以下総称して「ソフトウェア」といいます）を使用するための、お客様とセイコーエプソン株式会社またはお客様の居住地（お客様が法人の場合、本店所在地をいい、以下総称して「居住地」といいます）に応じたセイコーエプソン株式会社の関係会社（以下「当社」といいます）との法的拘束力のある契約書です。**ソフトウェアをインストールし、コピーし、またはその他の方法で使用する前に、お客様はこの契約および第 17 条に定める当社のプライバシーポリシーを確認し、これに同意する必要があります。**

1 使用許諾

当社は、(i)当社が定めるお支払い条件に従ったお支払いをお客様が行い、かつ、(ii)お客様がこの契約を遵守することを前提に、お客様に対し、お客様の個人および社内業務用途でソフトウェアを、お客様が所有または管理するコンピュータ、スマートフォン、タブレットその他の端末（以下総称して「お客様端末」といいます）にインストールし、使用する限定的および非独占的な権利を許諾します。ただし、お客様はソフトウェアを、お客様端末においてのみ、使用できます。お客様は、お客様端末の他の使用者に対し、ソフトウェアの使用を許可することができます。ただし、お客様は、そのような他の使用者がこの契約のみに従ってソフトウェアを使用することを保証するものとしません。**お客様は、そのような他の使用者によるソフトウェアの使用によって発生する義務に関し責任を負うとともに、当社を補償し、免責することに同意するものとしません。**お客様は、お客様端末の使用をサポートする目的に限り、必要に応じてソフトウェアのバックアップコピーを作成することができます。

また、アクティベーションキーによりアクティベーションできるお客様端末の数には、上限があります。当該上限数は、この契約の別紙に特段の記載がない限り、当社から提供されるソフトウェアに関する仕様書その他の取引関係書類にて指定されます。

2 アップグレードおよびアップデート

お客様が当社よりソフトウェアのアップデート版、アップグレード版、修正版または追加版（以下総称して「アップデート版」といいます）を入手した場合、当該アップデート版はこの契約におけるソフトウェアに含まれ、この契約の最新版が適用されるものとし（明確化のために述べると、ソフトウェア以外のベースとなっているプログラム（以下「ベースプログラム」といいます）のアップデート、アップグレード、修正、追加がなされ、かつ、その際に当該ベースプログラムの契約内容の変更が行われる場合であっても、当該変更契約に、ソフトウェアへの適用について別段の明記がない限り、この契約が適用されるものとし）ます。お客様は、当社がソフトウェアのアップデート版を提供する義務を負わないことに合意するものとしません。ただし、当社は、当社の裁量で、ソフトウェアのアップデート版を提供する権利を留保します。アップデート版の提供の際、当社は当社の裁量で自由に、ソフトウェアの機能（お客様の依拠するものを含む）について、追加、変更、廃止、削除をすることができることにお客様は同意します。ソフトウェアは、ソフトウェアのアップデート版が利用できるかどうか確認するために、インターネット上のサーバーに自動的に接続することがあります。また、ソフトウェアは、(i)お客様が使用しているソフトウェアのバージョンを自動更新し、または(ii)適切なアップデート版を手動でダウンロードできる機能を提供することがあります。

3 その他の権利および制限

お客様は、ソフトウェアを変更し、改変し、翻訳してはならず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法によりソフトウェアのソースコードの追跡を試みることはできません。お客様は、ソフトウェアを第三者に譲渡し、レンタルし、リースし、配布し、貸付することはできません。また、お客様は、ソフトウェアを収益性のある製品またはサービスに組み込むことはできません。ソフトウェアは単一の構成物としてライセンスされており、お客様は、その構成物である各プログラムを他の用途のために分離することはできません。さらに、お客様は、インターネットなどの公衆ネットワークを介してアクセス可能な共有環境にソフトウェアを置かないことに同意するものとしません。

お客様は、ソフトウェアの使用にインターネットへの接続が必要になりうること、当該インターネットの接続や保持はお客様の責任で対応し必要となる一切の費用はお客様が負担すること、お客様がお使いになるインターネットの性

質、機能、通信容量、接続状況等によってはソフトウェアの機能・作動が制限されうることにご同意するものとします。インターネットサービスの提供、セキュリティ、品質等は、当該インターネットサービスを提供する第三者が責任を負うものであり、当社は責任を負わないことにお客様は同意します。

4 権利の帰属

この契約で別段の定めが無い限り、ソフトウェアの権原、権限および知的財産権、その他ソフトウェアに関する一切の権利・法律上保護される一切の利益は、当社または当社のライセンサーおよびサプライヤーに帰属します。ソフトウェアは、米国著作権法、日本国著作権法および著作権に関する国際条約ならびにその他の知的財産権に関する法令および条約によって保護されています。ソフトウェアの所有権その他いかなる権利もお客様に移転するものではなく、この契約はソフトウェアのいかなる権利の販売と解釈されるものではありません。お客様は、ソフトウェアおよびその複製物に記載されている著作権に関する表示、商標、登録商標およびその他の権利に関する表示を削除し、または変更しないことにご同意するものとします。当社ならびにそのライセンサーおよびサプライヤーは、お客様に付与されていない全ての権利を留保します。ソフトウェアには画像、イラスト、デザインおよび写真（以下「当社資料」といいます）が含まれる可能性があります。当該当社資料の著作権は当社ならびに当社のライセンサーおよびサプライヤーに帰属し、国および国際的な知的財産権に関する法令、協定または条約によって保護されています。お客様は、当社資料を、(i) 非営利目的のみに使用し、(ii) ソフトウェアによって指定された方法に限り編集、調整または複製し、(iii) 適法な個人的使用、家庭内使用またはその他の法的に許可されている方法でのみ使用するものとします。

5 オープンソースおよびその他第三者の構成物

この契約に基づくお客様へのソフトウェアの使用許諾にかかわらず、お客様は、ソフトウェアの一定の構成物（以下「第三者ソフトウェア」といいます）について、「オープンソース」ソフトウェアライセンスを含む第三者の使用許諾条件が適用される可能性があることにご同意します。「オープンソース」ソフトウェアライセンスとは、Open Source Initiative がオープンソースライセンスとして承認したソフトウェアの使用許諾、または実質的に類似した使用許諾条件で配布されるソフトウェアの使用許諾をいい、配布者がソフトウェアをソースコードが入手可能な状態で配布することを要求する使用許諾を含みます。特定のバージョンについての第三者ソフトウェアのリストおよび関連する使用許諾条件は、この契約の末尾、関連するユーザーマニュアルもしくは CD、またはソフトウェアに表示されるライセンス情報に記載されています。第三者ソフトウェアに適用される使用許諾条件によって要求される範囲で、この契約条件に代わり、当該使用許諾条件が適用されます。第三者ソフトウェアに適用される使用許諾条件がこの契約による当該第三者ソフトウェアに関する制限を禁止している限り、当該制限は第三者ソフトウェアには適用されません。

6 準拠法

お客様の居住地が日本の場合、当社はエプソン販売株式会社（住所：東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号）を意味し、この契約は日本法（法の抵触のルールを排除）によって解釈されるものとします。

7 保証および救済の放棄

お客様は、自己の責任においてソフトウェアを使用することを認め、これにご同意するものとします。**ソフトウェアは「現状有姿」で提供されており、いかなる種類の保証もありません。**当社および当社のサプライヤーは、ソフトウェアの性能およびその使用結果について一切の保証を行いません。当社は、ソフトウェアの動作に中断がなく、エラーがなく、ウイルスやその他の有害な構成物や脆弱性がないこと、またはソフトウェアの機能がお客様の要望や要件を満たしていることを保証しません。また、ソフトウェアが、お客様の利用するハードウェア、プログラム、データ、ネットワークサービスに損害を与えないことを保証しません。**当社は、特定目的への適合性、商品性および第三者権利の非侵害を含め、明示または黙示を問わず、他の全ての保証を否認します。ただし、一部の州または法域では、黙示の保証の除外または制限を認めていないため、上記の制限が適用されないことがあります。なお、上記の制限の適用の有無にかかわらず、当社の損害賠償責任の総計（累積責任）は、アクティベーションキーの購入代金を上限とします。**

8 責任の制限

適用される法律が許容する最大限の範囲において、当社または当社のサプライヤーは、契約、不法行為（過失を含む）、厳格責任、保証違反、不実表示その他原因の如何を問わず、また、直接損害、間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、または懲罰的損害であるかを問わず、ビジネス上の利益の損失、事業の中断、ビジネス情報の損失またはその他の金銭的な損害を含め、ソフトウェアの使用もしくは使用不能から生じ、またはこの契約から生じた損害の一切の責任を負わないものとします。これは当社または当社のサプライヤーがそのような可能性を知らされていた場合にも同様です。一部の州や法域では一定の取引における損害賠償の除外や制限を認めていないため、そのような州または法域においては上記の制限が適用されないことがあります。なお、上記の制限の適用の有無にかかわらず、当社の損害賠償責任の総計（累積責任）は、アクティベーションキーの購入代金を上限とします。

9 米国政府によるソフトウェアの入手

この条項は、米国政府（「政府」）による、もしくは政府のためのソフトウェアのあらゆる入手、または政府との何らかの契約、政府補助、共同契約、「その他取引」（「OT」）もしくは他の活動の下での元請業者・下請業者（どのような階層でも）によるソフトウェアのあらゆる入手に適用されます。政府、元請業者および下請業者は、ソフトウェアの引渡しを受けることにより、ソフトウェアが適用される FAR Part 12、FAR Subpart 27.405 の paragraph (b)、または DFARS Subpart 227.7202 の意味における「商業上の」コンピューターソフトウェアに該当すること、およびその他の規則または FAR・DFARS のデータ権利に関する条項が政府へのソフトウェアの引渡しには適用されないことに同意します。したがって、この契約の条項は、政府（および元請業者と下請業者）によるソフトウェアの使用と公開に適用され、また、それに従って政府にソフトウェアが引き渡された契約、政府補助、共同契約、OT または他の活動であってこの契約と矛盾する条項に優先します。もし、ソフトウェアが政府の要求を満たすことができなかつたり、この契約が何らかの点で連邦法と矛盾したり、または上記に引用されている FAR と DFARS の条項が適用されない場合には、政府は、ソフトウェアを未使用の状態当社に返品することに同意します。

10 輸出規制

お客様は、ソフトウェアを、米国輸出規制またはその他の輸出法令、輸出制限もしくは輸出規制によって禁止されている国へ輸送し、移送し、輸出し、または禁止されている方法で使用しないことに同意します。

11 拘束力のある契約；承継人

この契約は、契約当事者、当事者の承継人、譲受人および法的代理人の利益のために効力を生じ、それらを拘束します。

12 完全合意；分離可能性；修正；権利の不行使の効果

この契約は、当事者間におけるソフトウェアに関する完全な合意であり、ソフトウェアに関するいかなる発注書、連絡、通知または表明に優先します。

この契約の一部の条項が管轄裁判所によって無効または法的強制力がないと判断された場合、それはこの契約の他の条項の有効性に影響を及ぼすものではなく、他の条項はその条件に従って有効かつ法的強制力を有するものとします。

当社は、この契約の条項を当社の裁量で変更する権利を留保します。変更内容は、事前に、当社のウェブサイトにおいて、効力発生日と一緒に通知されます。当該効力発生日時点で、お客様がソフトウェアを継続利用している場合は、お客様は、当該変更内容に合意したとみなされ、これに拘束されるものとします。

なお、当社が、当社の有する権利またはこの契約の条項について行使や執行をしない場合でも、これらの権利または条項の放棄とはみなされません。

13 差止・平衡法上の救済

この契約の他の条項にかかわらず、お客様によるこの契約の条項への違反・不遵守は、当社に、金銭賠償では不十分な回復不能な損害を被らせるものであることについて承諾・同意し、お客様は、当該具体的状況下で、当社が必要または適当と考える、差止救済、その他平衡法上の救済等を当社が得ることに同意します。

また、当社は、お客様がこの契約の条項に違反し、または、違反しようとしていると合理的に考える場合は、この契約への違反の防止またはこの契約の執行のため、この契約の即時の終了・ソフトウェアの利用停止を含む、法律上、平衡法上、契約上、技術上のあらゆる手段を講じることができるものとします。

14 補償

お客様は、(i) この契約上のお客様のいかなる義務違反、または(ii) ソフトウェアの使用もしくはソフトウェアと協働するハードウェアの使用によって生じた、いかなる損失、責任、損害、費用、実費（合理的な弁護士費用を含みます）、訴訟、紛争および請求について、当社ならびにその取締役、役員、株主、従業員および代理人を補償し、免責し、当社の要求に応じ防御することに同意します。仮に当社がお客様にいかなるそのような訴訟または請求を防御することを要求する場合、当社は自己負担で当社が選択する弁護士によりその防御に参加する権利を有します。お客様は、当社が本条においてお客様に対して補償を請求できる権利を有するお客様と第三者に関する紛争につき、当社の事前の書面による同意なく、和解することはできません。

15 契約終了

当社が有する他のいかなる権利を損なうことなく、前述の第 1 条に基づくお客様の使用権および第 7 条に基づく保証を受ける権利は、お客様がこの契約を遵守しなかった場合、自動的に終了します。そのような権利が終了した時点で、お客様はソフトウェアおよびその全ての複製物を直ちに削除することに同意するものとします。お客様は、お客様端末を廃棄、その他一切の処分をした場合、ソフトウェアを削除またはアンインストールするものとします。

16 契約締結権限および能力

お客様は、お客様の居住する州または国の法令における成人年齢であり、該当する場合、お客様が自身の雇用主からこの契約を締結するための正当な権限を受けていることを含め、この契約を締結するために必要な権限を有していることを表明します。

17 プライバシーおよび情報の処理

ソフトウェアは、インターネットやその他のネットワークを介して直接または間接に、ソフトウェアがインストールされた端末からデータを送信したり当該端末へデータを受信したりする機能を有する場合があります。たとえば、ソフトウェアをインストールすると、ソフトウェアがインストールされた端末から、ソフトウェア、端末またはソフトウェアと協働する当社製品に関する機種、シリアル番号、国別コード、言語コード、オペレーティングシステム情報、および使用情報などの情報（本条において「本件使用情報」といいます。）が当社インターネットサイトに送信されることや、当社インターネットサイトはお客様端末にプロモーション情報やサービスに関する情報を表示させることがあります。本件使用情報が、個人情報に該当しない限り、当社および当社の関係会社は、本件使用情報を第三者への提供を含め、その事業に関連する範囲で、自由に利用できるものとします。ソフトウェアを通じ提供される個人情報の処理は、データ保護に関する適用法令および https://global.epson.com/privacy/area_select_confirm_eula.html に明記される当社のプライバシーポリシーに従って行われます。適用法令で許可されている範囲で、お客様がこの契約の条項に同意し、ソフトウェアをインストールすることにより、お客様は、お客様の情報がお客様の居住国内または国外で処理および保管されることに同意するものとします。特定のプライバシーポリシーがソフトウェアに組み込まれているか、ソフトウェアを使用する際に表示される場合は（例：アプリケーションソフトウェアなど）、当該特定のプライバシーポリシーが上記の当社プライバシーポリシーに優先するものとします。

18 第三者のウェブサイト

お客様は、ソフトウェアからのハイパーテキストまたはその他のコンピュータリンクを介して、当社が管理または運営していない、第三者によって管理されている一定のウェブサイトおよびサービスを使用できる場合があります。お客様は、当社が当該第三者のウェブサイトおよびサービスの正確性、完全性、適時性、有効性、著作権法令遵守、適法性、良質性、品質その他一切の事項に関し責任を負わないことを認め、これに同意するものとします。当該第三者のウェブサイトおよびサービスには異なる利用規約が適用され、また、お客様が第三者のウェブサイトおよびサービスにアクセスし、使用すると、当該第三者のウェブサイトおよびサービスの利用規約に法的に拘束されます。この契約と第三者のウェブサイトおよびサービスの利用規約との間に矛盾がある場合、当該ウェブサイトおよびサービスへのアクセスおよび使用に関しては、当該第三者のウェブサイトおよびサービスの利用規約が適用されます。当社はソフトウ

アから第三者のウェブサイトおよびサービスへのリンクを提供することがありますが、そのようなリンクは、当該ウェブサイトおよびサービスならびに当該ウェブサイトおよびサービスのコンテンツ、所有者または提供者に関する当社による許可、承認、スポンサーシップまたは提携ではありません。当社はお客様による閲覧と利便性のためにそのようなリンクを提供しています。したがって、当社は、当該ウェブサイトおよびサービスに関するいかなる表明もせず、当該第三者のサイトおよびサービスに関するいかなるサポートも提供しません。当社は、当該ウェブサイトおよびサービスに記載されている情報、製品またはソフトウェアを検査していないため、当該情報、製品またはソフトウェアに関するいかなる表明もすることができません。**お客様は、当社が当該ウェブサイトおよびサービスの内容や運営に関し一切の責任を負わないことに同意します。お客様が選択したいかなるものにもウイルス、ワーム、トロイの木馬その他破壊的な性質を持つものが含まれていないことを保証する予防措置を取ることは、お客様自身に委ねられています。お客様は、ソフトウェアからリンクする他のウェブサイトおよびサービス上のコンテンツを使用する範囲を決めることについて、単独で責任を負うものとします。**

(お客様の居住地が日本国である場合、以下の第 19 条がお客様に適用されます)

19 紛争解決方法

本条は、お客様と当社のあらゆる紛争に適用されます。お客様および当社は、一切の紛争について、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。お客様および当社は、本条に従い訴訟の提起をする前に、60 日間、紛争の解決のために協議するものとします。紛争が、当該協議によって 60 日以内に解決できない場合、お客様または当社は、東京地方裁判所に訴訟を提起することができます。

[別紙]

| ソフトウェア名 | アクティベーション数 |
|------------------|----------------------|
| DCP Enhanced OCR | 2台 (ただし同一ユーザーの使用に限る) |